

入 札 説 明 書

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所（広島市安芸区畑賀町2970番地）

TEL: (050) 3785-3200 FAX: (082) 827-1217

事業名及び業務名	広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）東海田第1ポンプ所外保護継電器点検業務			履行期間	令和7年11月21日から 令和8年3月27日まで	履行場所	安芸郡海田町東海田外
入札参加資格確認申請書提出期限	令和7年11月10日（月）	仕様書等に対する質問・回答書提出期限	令和7年11月12日（水）	入札日時	令和7年11月20日（木） 10時00分	入札場所	広島県水道広域連合企業団 広島水道事務所会議室
注 意 事 項						契 約 事 項	
1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。 誓約書 (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。 (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。 (4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。） 2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問・回答書提出期限までに、書面により提出すること。 3 入札について (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき。 オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。 キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。 ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。				(2) 落札者がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (3) 再度の入札は5回を超えないものとする。 (4) 入札執行について ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。 イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。 ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。 エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。 オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。 4 契約書について (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。 (3) 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）について直ちに届け出ること。 5 その他 落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。		1 広島県水道広域連合企業団契約規程及び関係規定等に基づき執行する。 2 入札保証金 ☐ 有 ☒ 無 3 契約保証金 公告に定めるとおり 4 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 ☐ 適用 ☒ 適用なし	
添 付 書 類						☒ 公告の写し ☒ 入札参加資格確認申請書の様式 ☒ 誓約書の様式 ☒ 入札書の様式 ☒ 委任状の様式 ☒ 契約書（案） ☒ 仕様書 ☒ 仕様書等に対する質問・回答書の様式 ☐ その他〔 〕	

(別記様式第2号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

令和7年10月30日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、契約担当職員が必要と認めた場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力します。

- 1 事業名及び： 広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
 業 務 名 東海田第1ポンプ所外保護継電器点検業務

- 2 添付書類 (有)

・ 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

所 在 地

商号・名称

代 表 者 名

(担当者名)

今般の東海田第1ポンプ所外保護継電器点検業務の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

入 札 書

¥

但し、 広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
東海田第1ポンプ所外保護継電器点検業務

安芸郡海田町東海田外

に係る委託料として

上記のとおり、広島県水道広域連合企業団契約規程及び関係規定等について
承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（代理人氏名

印）

契約担当職員

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

委 任 状

令和 年 月 日

(契約担当職員)
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

委任者 所 在 地

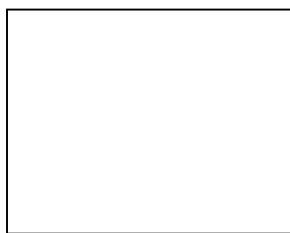
商号又は名称

代表者職氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者氏名

使 用 印 鑑



委 任 事 項

広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）

東海田第1ポンプ所外保護継電器点検業務

安芸郡海田町東海田外

に係る見積り及び入札に関する一切の件

業 務 委 託 契 約 書

- 1 事業名及び業務名 広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
東海田第1ポンプ所外保護継電器点検業務
- 2 履行場所 安芸郡海田町東海田外
- 3 履行期間 令和7年11月21日 から
令和8年3月27日 まで
- 4 委託料 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)
- 5 契約保証金 _____
- 6 特約事項

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市安芸区畑賀町2970番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

氏名 所長 益田 康司

受注者 住所

氏名

契約番号

(別記様式第 1 号)

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

事業名及び： 広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
業 務 名 東海田第 1 ポンプ所外保護継電器点検業務

質 問 事 項	
回 答	